



第3章 計画の基本的な考え方





1 基本理念

岩沼市においては、岩沼市総合計画「iのあるまち いわぬま～参画と連携で育むまちづくり～」に基づく各種施策の推進、更には心身の健康と共に幸福を追求する権利を尊重し、障害のある人も、ない人も、すべての人々がより幸せを実感できる生活を営めるよう健康先進都市・岩沼の実現を目指したまちづくりを進めてきました。

また、平成19年に「岩沼市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、基本理念として掲げた「障害のあるひと、ないひと、みんなでつくる、福祉のまち いわぬま」の実現のため、地域で自立して生活できるまち、自らの能力を発揮して自己実現ができるまち、快適で安心して暮らせるまちへの想いをしっかりと見つめ、障害福祉施策の推進に努めてきました。

しかし、まだ障害のある人が地域の中で暮らしていくには、様々な課題があります。引き続き市民一人ひとりがそれらの課題に関して、それぞれの役割を担い、協働で課題を克服する継続的な取り組みが必要です。

このため、新しい「岩沼市障害者計画・障害福祉計画」の基本理念は、前計画を継承し“障害のあるひと、ないひと、みんなでつくる、福祉のまち いわぬま”とし、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、誇りをもって次世代に引き継ぐことができるよう施策の実現に努めてまいります。

【基本理念】

障害のあるひと、ないひと、

みんなでつくる、福祉のまち いわぬま

障害者基本法（昭和45年法律第84号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。



2 基本理念を支える視点

基本理念は、中心となる3つの視点で構成します。

I 地域で支えあい、自立して暮らせるまち

II ともに学びあい、個性や能力が輝くまち

III 健やかで、こころ豊かに生きるまち

【基本理念の中心となる3つの視点】

I 地域で支えあい、自立して暮らせるまち

障害のある人が地域で自立して生活を営むためには、障害のあるなしにかかわらず、お互いを認めあい、人権を尊重し、助けあい、支えあう、協働での取り組みが重要です。

地域で生き生きと自分らしく生活ができるよう、協働によるまちづくりを進め、共生社会の実現を目指します。

II ともに学びあい、個性や能力が輝くまち

障害のある人が、生きがいをもって自分らしく充実した生活を送るためには、本人の意欲や可能性が最大限尊重された生活を支援する仕組みづくりが求められます。

地域みんなが市民として、ともに学び、多様な能力を十分に活かし自分らしく輝くことが生きがいとなるまちづくりを目指します。

III 健やかで、こころ豊かに生きるまち

障害のある人が安心して暮らせるまちは、障害のあるなしにかかわらず、こどもから高齢者まで、だれもが安心して暮らせるまちです。

こころと体の健康づくり、だれにでもやさしい環境づくりで安心を支え、健やかで、こころ豊かに生きるまちづくりを目指します。



3 基本目標と展開

基本理念の具現化を図るための基本目標は、次の3つの重要な取り組みで展開します。

1. ともに生きる地域をつくる

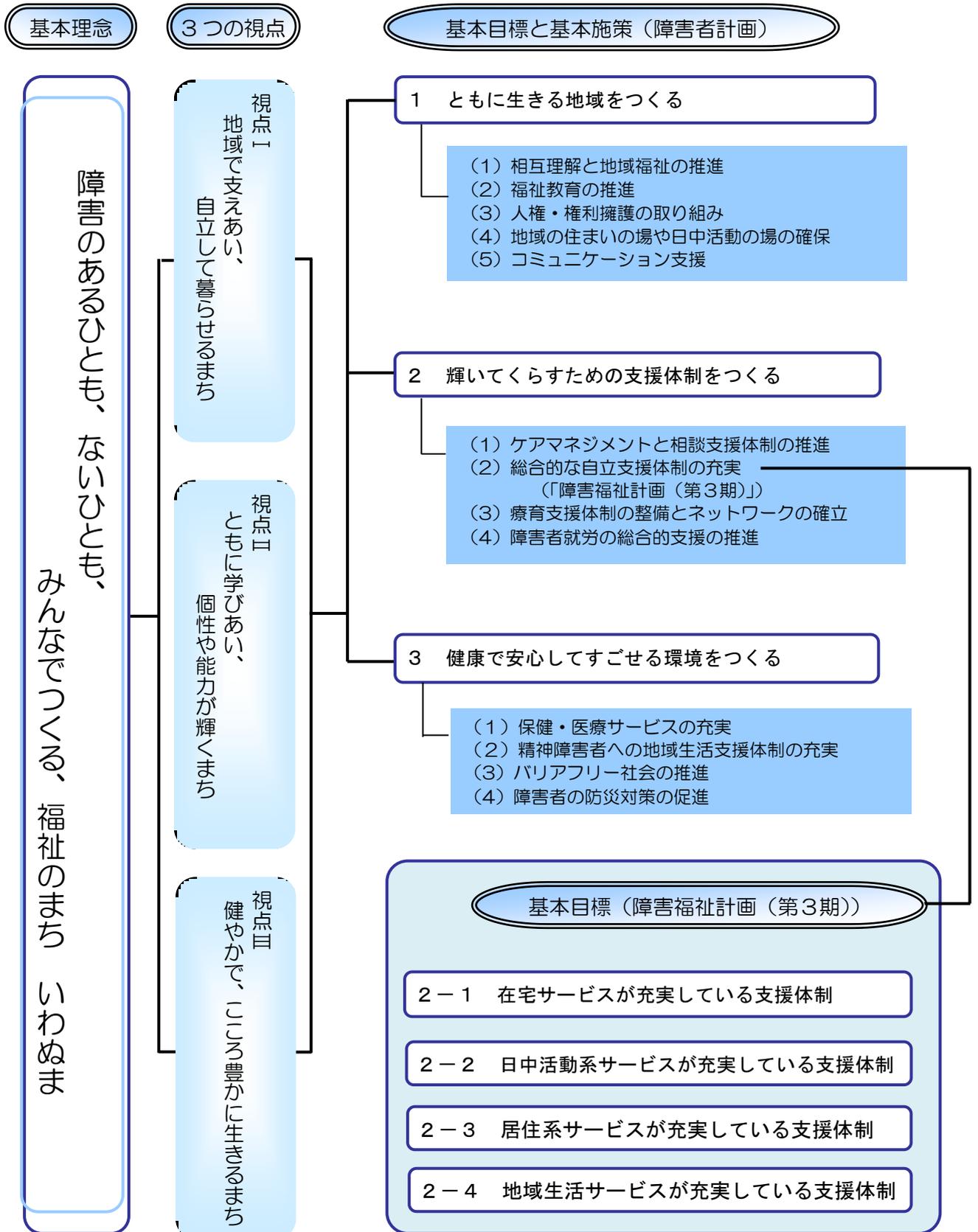
- (1) 相互理解と地域福祉の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 人権・権利擁護の取り組み
- (4) 地域の住まいの場や日中活動の場の確保
- (5) コミュニケーション支援

2. 輝いてくらすための支援体制をつくる

- (1) ケアマネジメントと相談支援体制の推進
- (2) 総合的な自立支援体制の充実
- (3) 療育支援体制の整備とネットワークの確立
- (4) 障害者就労の総合的支援の推進

3. 健康で安心してすごせる環境をつくる

- (1) 保健・医療サービスの充実
- (2) 精神障害者への地域生活支援体制の充実
- (3) バリアフリー社会の推進
- (4) 障害者の防災対策の促進





(参考) ■福祉サービスの体系

